

現行の係数算出方法における課題と対応

平成31年3月18日

温対法に基づく事業者別排出係数の
算出方法等に係る検討会事務局

1. 18年度の排出係数算定に係る論点（今年度通達改正点）

- 1) 代替値の計算方法の変更について**
- 2) 異常値への対応（調整後排出係数）**

2. 19年度以降の排出係数算定に係る論点（翌年度通達改正点）

- 1) 非FIT非化石証書の取引開始に伴うCO2排出係数の整理について**
 - ① 非FIT非化石証書のCO2排出原単位について**
 - ② 非FIT非化石電源から調達した電気の排出係数の基本的な考え方について**
 - ③-1 エリアを跨いで非FIT非化石電源を調達した場合の排出係数の考え方について**
 - ③-2 同一事業者がエリアを跨いで非化石電気を受け渡した場合の取り扱いについて**
 - ④-1 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の考え方について**
 - ④-2 同一事業者がエリアを跨いで卒FIT電気を受け渡した場合の取り扱いについて**

3. その他

1. 1) 代替値の計算方法の変更について

- これまでの代替値の算出方法としては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を除く加重平均として総合エネルギー統計における外部用電力（卸電気事業者供給分）と自家用電力（自家発の自家消費及び電気事業者への供給分）を合計した排出係数の直近5カ年平均を国が算出・公表してきた。
- **2016年4月の改正電気事業法施行に伴う電力調査統計の内容の変更により、変更前の電力調査統計を用いて作成していた総合エネルギー統計の事業用発電部門等について、2015年度以前と同様の方法で作成することが困難となった。**
- これを受け、代替値の算出方法について、改めて検討が必要となったところ。

(参考) 総合エネルギー統計の改定について

- 2016年4月の改正電気事業法施行に伴う電力調査統計の内容の変更により総合エネルギー統計が改定となり、一般用電力、特定用電力、外部用電力が事業用電力に改定されることとなった。

2015年度以前						
\$1200	\$1210	\$1215	\$1220	\$1230		
電力						
Electricity						
	一般用電力	特定用電力	外部用電力	自家用電力		
	General Elect	Specified Pla	Independe	Auto Power Generation		

改定

2016年度以降						
\$1200	\$1210	\$1230				
電力						
Electricity						
	事業用電力	自家用電力				
	Electric Utilit	Auto Power Generation				

1. 1) 新たな代替値設定の方法について

- 代替値は各電気事業者が把握した排出量のうち排出量が把握できない事業者に対してのみ用いる係数であり、また温対法における一定以上の温室効果ガスを排出する事業者である特定排出者がCO₂排出量を算定する際に、排出係数が算定できない場合に用いる係数として公表されてきた。
- 特定排出者は自ら使用した自家発等の電気のみならず、電気事業者（小売電気事業者及び一般送配電事業者）から電気を調達した場合についても、調達した電気の排出係数が算定できない場合には、代替値を用いて、自社のCO₂排出量を算定することとなる。このため、**今後の代替値の算出方法については、全電源における加重平均の直近5カ年平均**として、総合エネルギー統計における事業用電力（揚水発電を除く）と自家用電力（自家発の自家消費及び電気事業者への供給分）を合計した排出係数の直近5カ年平均を国が算出・公表としてはどうか。
- 昨年度公表された代替値及び新たな方法で算出された代替値は以下のとおり。

昨年度公表している代替値：0.512kg-CO₂/kWh

新たな方法において、算出された代替値：0.501kg-CO₂/kWh

(参考) 代替値の検討状況について

- 代替値については、第3回排出係数検討会において、算出方法が示されていたところ。

排出係数のデフォルト値の取扱い

- デフォルト値※1とは、省令※2で定める係数であり、特定排出者が他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を国に報告する際、自らが消費する電気の排出係数が把握できない場合に使用。
- デフォルト値を上回る電気を調達している特定排出者は、自らのCO₂排出量を適切に把握できなかったが、すべての電気事業者の排出係数(実/調整後)を公表していく予定。

※1:デフォルト値は、総合エネルギー統計における外部用発電(卸電気事業者供給分)と自家用発電(自家消費及び電気事業者への供給分)を合計した排出係数を1999~2003年度の5カ年で平均したもの。(0.000555t-CO₂/kWh)

※2:省令とは、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」をいう。

〈デフォルト値をめぐる課題〉

- デフォルト値を上回る電気を調達している特定排出者は、自らのCO₂排出量を適切に把握できない。
- デフォルト値を上回るため係数が公表されない電気事業者の削減努力が、適切に反映されない。



- ・デフォルト値は廃止。
- ・ただし、電気事業者の国への報告において、排出量等が把握できない事業者から購入した電気についてのみ用いる係数として代替値を設定。
- ・デフォルト値に代えて今後は、総合エネルギー統計における外部用発電(卸電気事業者供給分)と自家用発電(自家消費分及び電気事業者への供給分)を合計した排出係数の直近5カ年平均を算出した代替値を、事業者別の排出係数と同時に公表。

1. 2) 異常値への対応について

- 卸販売電力量の割合が極めて多い小売電気事業者より、今年度の排出係数を算定した結果、係数の値がマイナスまたは異常に高い数値（以下、「異常値」という）にて報告されているところ。
- 通達上、排出係数を算出する際は、「今年度調達した電気に係る排出量」から「卸供給した電気に係る排出量」を控除したものを小売販売電力量で割ることで算出することとなっており、この際に、卸供給した電気の排出係数は、供給先の事業者が利用する排出係数と一致させるため、前年度の事業者排出係数を利用することになっている。
- 卸販売電力量の割合が多くかつ前年度と今年度の排出係数に差がある場合に、異常値が生じやすい。

○基礎排出係数算定フロー

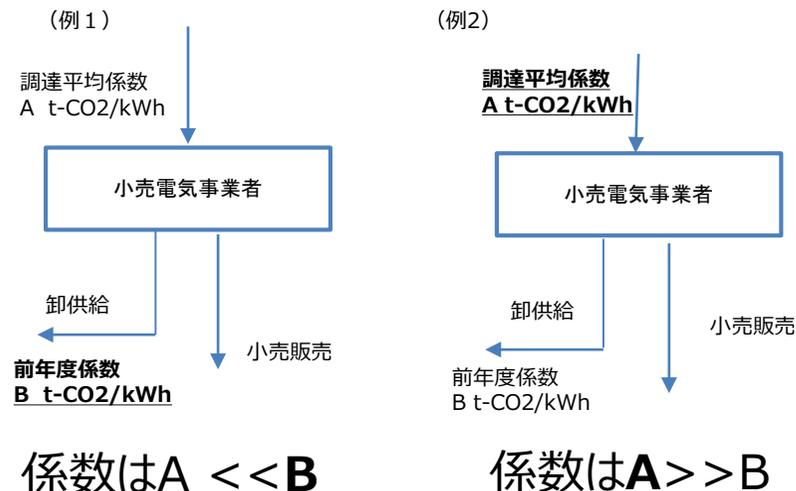
$$\text{基礎排出係数} = \frac{\text{基礎CO2排出量 (t-CO2)}}{\text{販売電力量 (kWh)}}$$

基礎CO2排出量 (t-CO₂) → 調達した電気のうち他の電気事業者等へ販売した電気は控除となる

○排出係数が異常値として報告されている例

(例1)
卸販売電力量の割合が高い小売電気事業者において、前年度排出係数が今年度調達した電気の加重平均係数を大きく上回るとき
→排出係数はマイナスとなる。

(例2)
・卸販売電力量の割合が極めて高い小売電気事業者において、今年度調達した電気の加重平均が前年度係数を大きく上回るとき
→排出係数が異常に高い数値となる。



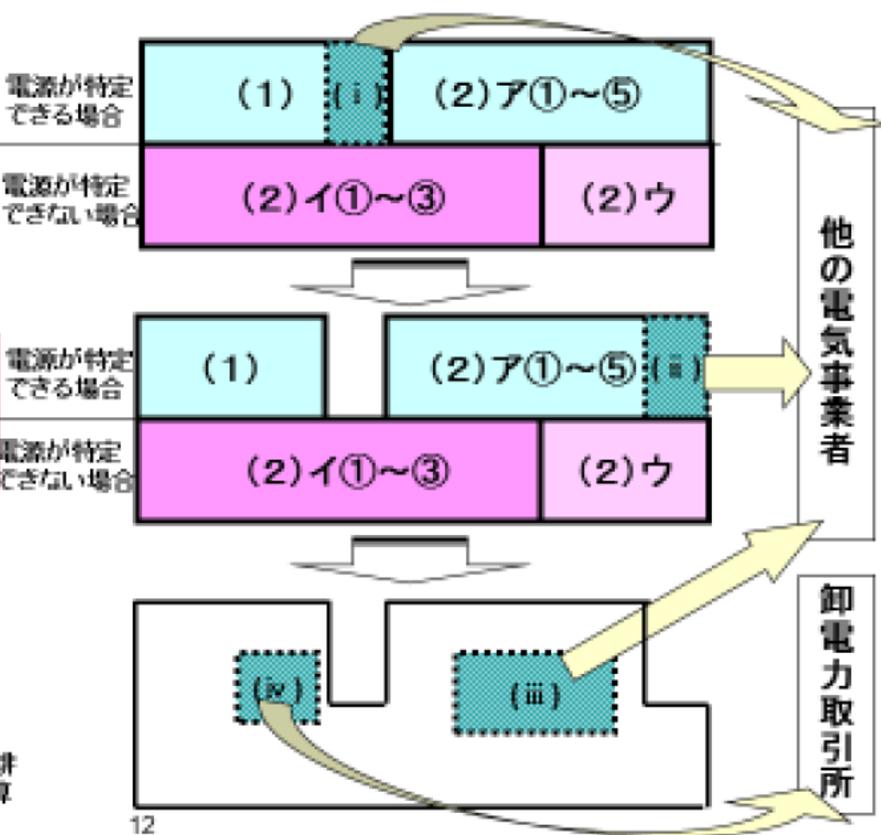
(参考) 異常値が発生する理由

● 通達別紙 2 (iii) に基づき他の電気事業者等へ供給した排出量の算出に係る係数は自らの前年度の排出係数を用いる。

他の電気事業者等への販売に伴い控除すべき二酸化炭素排出量 別紙 2

基礎排出係数の算出に当たって「分子」となる基礎二酸化炭素排出量は、供給(小売り)した電気全体に係るものとされているため、他の電気事業者等へ販売した電気(小売りしなかった電気)の発電に伴い排出された二酸化炭素の量は、当該電気を販売した者の基礎二酸化炭素排出量から控除する必要があります。

- I. 本文の「2. 基礎二酸化炭素排出量の把握方法」の(1)及び(2)により把握した二酸化炭素排出量を算定する。
 - II. 他の電気事業者等への販売に係る電気は、以下のケースに応じて二酸化炭素排出量を控除する。
 - (i) 自社電源に由来する場合(取引所販売する場合を除く。)は、Iの排出量の算定において、当該販売に係る電気の発電に伴う二酸化炭素排出量を含めぬものとする。
 - (ii) 他者より調達した電気であっても電源が特定できる場合(取引所販売する場合を除く。)も、上記(i)と同様とする。
 - (iii) 当該販売に係る電気の電源が特定できない場合(取引所販売する場合を除く。)は、自らの前年度の排出係数に当該販売に係る電力量を乗じて算出した二酸化炭素排出量を控除するものとする。**
 - (iv) 取引所販売した場合、
 - ・取引所販売に係る電気の発電所が明確であれば、その事業所の係数に当該販売に係る電力量を乗じて算出した二酸化炭素排出量を控除することとする。
 - ・取引所販売に係る電気の発電所が不明であれば、自らの前年度の排出係数に当該販売に係る電力量を乗じて算出した二酸化炭素排出量を控除することとする。
- ※他の電気事業者へ販売した電気に伴う二酸化炭素排出量に関して、販売側の控除する量及び購入側が算出に用いる量が同値となる。



1. 2) 異常値の考え方について

- 係数が実態と乖離している当該事象に係る対応として、今後排出係数の算出結果が以下となるときは、異常値としてはどうか。

(係数がマイナスとなる場合)

算出した基礎・調整後排出係数がマイナスとなるものは異常値としてはどうか。

ただし、ゼロエミ電源の調達や非化石証書等の購入による事業者別排出係数もしくはメニュー別排出係数の低減を目指した結果として、係数がマイナスとなったとみなされる事業者は除く。

(係数が異常に高くなる場合)

係数が異常に高くなる係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(以下、「算定省令」という。)別表第1の第5欄に掲げる係数および平均熱効率から算出されたものとして最も係数が大きな $1.28\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ を超える係数については、異常値としてはどうか。

1. 2) 異常値への対応について

- 通達においては、「温対法60条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するような適切な配慮をすることとされている。」としているところであり、**通達に基づき算出したにも関わらず、異常値となり、実態とかけ離れた数値を公表することは、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組には反する。**
- 今年度の報告において臨時の措置として、基礎排出係数が異常値となった事業者においては、基礎排出係数を代替値として公表する対応をとった。（調整後排出係数が異常値となった場合については、事業者の希望により基礎排出係数を含め非公表という対応をとった。）
- こうした対応は臨時のものであったが、今後の運用についても、基礎排出係数が異常値となった電気事業者については、**基礎排出係数について代替値で公表することとしてはどうか。加えて調整後排出係数についても、公共機関等が実施する入札への制限等、支障をきたすことも考えられるため、異常値が生じた場合は代替値にて公表することとしてはどうか。**

1. 18年度の排出係数算定に係る論点（今年度通達改正点）

- 1) 代替値の計算方法の変更について
- 2) 異常値への対応（調整後排出係数）

2. 19年度以降の排出係数算定に係る論点（翌年度通達改正点）

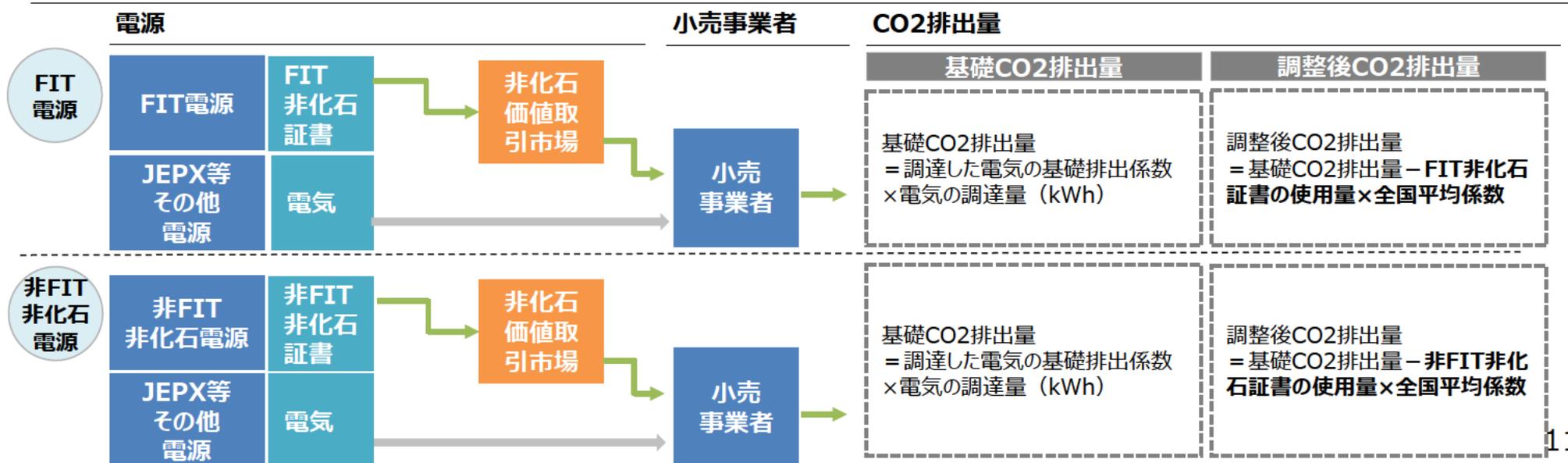
- 1) 非FIT非化石証書の取引開始に伴うCO2排出係数の整理について
 - ① 非FIT非化石証書のCO2排出原単位について
 - ② 非FIT非化石電源から調達した電気の排出係数の基本的な考え方について
 - ③-1 エリアを跨いで非FIT非化石電源を調達した場合の排出係数の考え方について
 - ③-2 同一事業者がエリアを跨いで非化石電気を受け渡した場合の取り扱いについて
 - ④-1 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の考え方について
 - ④-2 同一事業者がエリアを跨いで卒FIT電気を受け渡した場合の取り扱いについて

3. その他

論点① 非FIT非化石証書のCO2排出原単位について

- FIT非化石証書を使用することによるCO2削減相当量に関する考え方については、第14回・第15回排出係数検討会において議論され、現行のFIT電気の排出係数制度における考え方を踏まえ、基本的には全国平均係数分のCO2削減効果（CO2排出原単位）があるものとされている。
- これは、FIT電源（再エネ電源）の調整力として、長期的な視点では火力や原子力を含むすべての電源（全電源平均）が代替しているという考え方に基づいたもの。
- 現在制度検討作業部会において、非FIT非化石証書の制度設計（高度化法に基づく中間評価の基準の設定含む）が議論されているところ。非化石証書のCO2削減効果は等しく取り扱う必要があるという観点から、非FIT非化石証書について、現時点（2019年度）においては、FIT非化石証書同様に全国平均係数としつつ、非FIT非化石証書の制度設計が決定されたのち改めて議論してはどうか。

現状の整理（現時点（2019年度））



(参考)FIT非化石証書の持つCO2削減効果について

論点3-1-① 非化石証書の持つCO2排出原単位について

平成29年2月第14回排出係数
検討会資料より抜粋

対応方針

- 現行の排出係数制度において、FIT電気については火力発電による電気なども含めた全国平均のCO2排出量を持った電気として扱われている。
 - この点、非化石価値取引市場の開設当初は、FIT電気由来の証書取引を先行して開始することとしているため、この証書が持つCO2排出削減効果(=CO2排出原単位)については、現行のFIT電気についての排出係数制度における考え方を踏まえ「全国平均係数(前事業年度に告示した全電気事業者の排出係数に係る加重平均値)」としてはどうか。
 - この場合、非化石価値が分離された後のFIT電気の排出係数は、実排出係数が0(ゼロ)、調整後排出係数は全国平均係数となる。
 - なお、非化石価値取引市場では2019年度を目途にすべての非化石電源(原子力や大型水力等の非FIT電気含む)を証書取引の対象とすることを検討しているが、その際、非FIT電気由来の証書が持つ排出原単位の在り方やその評価等(※)を含め、改めて排出係数検討会で議論することとしてはどうか。
- ※新規に導入された再エネ電源の調整力として、短期的な運用では火力電源が代替していると考えられるが、長期的な視点では火力や原子力を含むすべての電源(全電源)が代替しているという考え方も可能。

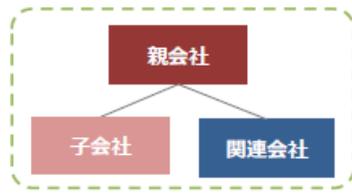
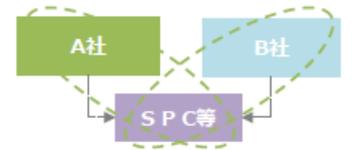
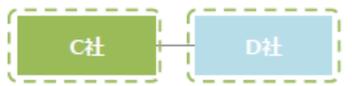
(参考) 共同省エネに係る検討について

- 総合資源エネルギー調査会火力発電に係る判断基準ワーキンググループにおいて、複数事業者が共同省エネを行う方法について、検討が行われている。

1. 共同取組の基本的な枠組み

(2) 共同取組の類型と検討すべきルール

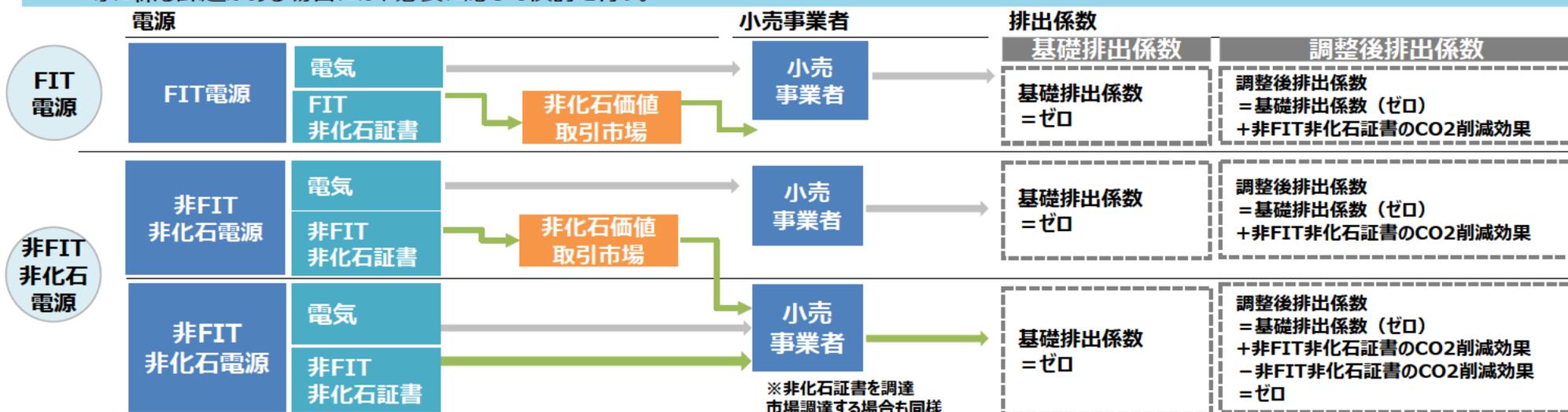
- 現状のベンチマーク達成状況を踏まえると、より効率的に発電効率の向上を促すためには、幅広く類型を検討することが適切と考えられる。それぞれの類型イメージと検討課題としては、以下の項目が考えられる。

	グループ等での共同取組 (親子会社等の場合)	(複数事業者が協力プロジェクト を行う場合)	任意の事業者との共同取組
共同取組の 構成主体  報告主体			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社や子会社、関連会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC等（火力発電所や副生物を利用する共同火力等を設立する共同火力、協力関係にある場合）とSPC等に出資等するA社やB社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の事業者C社とD社
ベンチマーク目 標達成に向けた イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ会社のもつ全ての発電設備一体でベンチマーク目標を達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC等の発電効率等を、出資比率や供給電力量に応じて各事業者に分配することを認め、A社やB社のポートフォリオに組み込みベンチマーク目標を達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率な火力発電所の発電効率等の価値についてC社とD社の間でやりとりし、ベンチマーク目標を達成
検討が必要な主 な制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業者の発電状況等を一括して報告する際のルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC等の発電状況等を出資元に分配する際のルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電効率等を他社とやりとりする際のルール

論点② 非FIT非化石電源から調達した電気の排出係数の基本的な考え方について

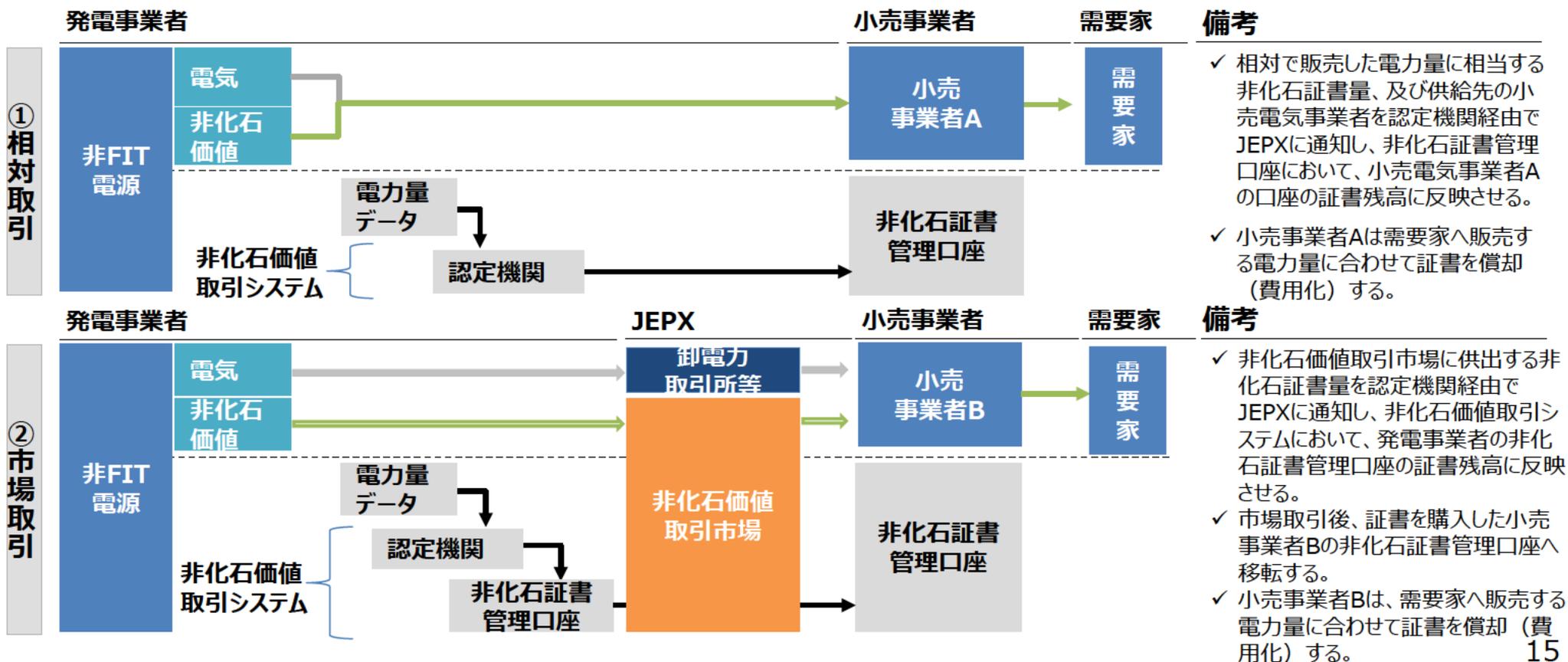
- 非FIT非化石証書の制度導入以降は、非FIT非化石電源の持つ非化石価値をはじめとする環境価値は、非化石証書に化体されているため、小売事業者が非化石電源から電気を調達した場合においても、基本的には当該電気に環境価値は有さないこととなるため、非化石価値が分離された後の電気を調達した場合の排出係数の基本的な考え方について整理する必要がある。
- FIT非化石証書によって環境価値が分離されたFIT電気の排出係数については、第14回排出係数検討会にて議論されており、当該FIT電気を小売電気事業者が調達した場合、当該電気の基礎排出係数は0、調整後排出係数はFIT証書のCO2削減効果と整理されている。
- 非FIT非化石証書のもつCO2排出削減効果はFIT非化石証書同様に、現時点においては全国平均係数という前頁の整理を踏まえると、非FIT非化石証書によって環境価値が分離された「非FIT非化石電源に由来する電気」を調達した場合においては、基礎排出係数を0とし、調整後排出係数は非FIT非化石証書のCO2削減効果を加算することとしてどうか。
また、当該電気を調達した小売事業者が、非化石証書を相対或いは市場で調達し、販売する電気に合わせて使用した場合、調整後排出係数はゼロとなる。

※上記の整理によって、非化石証書を購入しない限りゼロエミ電気は調達できず、また、現行の通達では、小売事業者間による卸取引の際、証書等で係数を調整することはできないこととされているため、小売事業者間の卸取引において、ゼロエミ電気を調達することはできない。今後、排出係数算出等に係る課題がある場合には、必要に応じて検討を行う。



(参考) 非化石価値のダブルカウント回避について

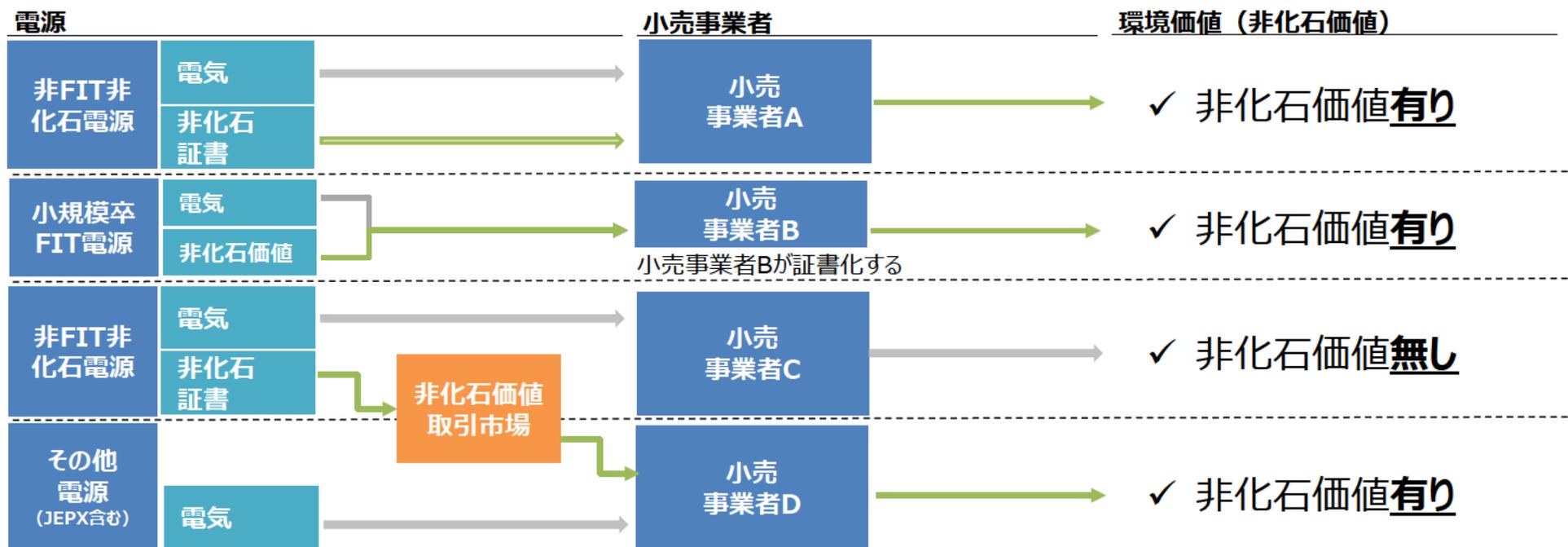
- 非化石価値を取引するにあたって、発電事業者や小売電気事業者による非化石価値のダブルカウント（とりわけ証書を発行していない電気の非化石価値とのダブルカウント）が生じないような管理体制が必要。
- このため、当該発電事業者が**相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化の上、非化石価値取引システムにて管理することとしてはどうか。**具体的には、当該販売電力量及び供給先の小売電気事業者を認定機関経由でJEPXに通知し、非化石証書管理口座において、当該小売電気事業者の口座の証書残高に反映させる仕組みとしてはどうか。



(参考) 非FIT非化石証書の環境価値の整理について

- これまで、**非FIT非化石電源から発電された電気を小売電気事業者が相対契約に基づき調達した場合、当該電気は非化石価値を有する電気として高度化法の非化石電源比率に計上可能**とされてきた。
- 今般の非FIT非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された系統電力の非化石価値は非FIT非化石証書に化体*され、この場合、ゼロエミ価値・環境表示価値も併せて証書に付随する。このため、**小売電気事業者が非FIT非化石電源から電気を相対で調達していても、非化石証書を調達していない場合は、当該電気を高度化法の非化石電源比率に計上することは出来ず、証書に付随する他の環境価値も取得出来ないこととなる。**

*第26回制度検討作業部会において、非化石価値のダブルカウントを回避する方策として、非化石電源を保有する発電事業者が相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化して管理を行う方向で議論がなされた。

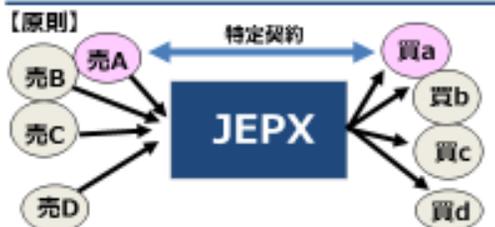


(昨年度の整理) エリアを跨ぐ相対取引における排出係数の考え方

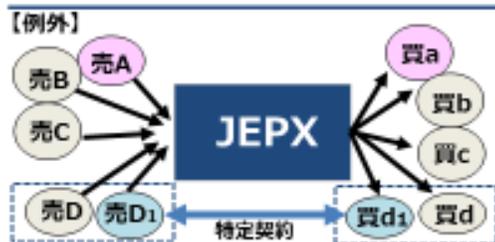
- 2018年10月より間接オークションが導入され、地域間連系線を利用しエリアを跨いで電気の相対取引を行う際、電気の売手から供給される電気は全てJEPXを介して取引されている。
- 間接オークション導入に伴う排出係数の考え方については、第15回排出係数検討会において議論され、送電側（売り手）と受電側（買い手）が電源（又は電源構成）を特定した契約に基づいた取引を行い、両者がJEPXにおいて、通常取引とは別のユーザーIDを取得し、当該契約に係る取引に相当する送電量・受電量が確認される場合には、契約等に基づき電源（又は電源構成）が特定できるものとみなして、送電元の排出係数を利用することとされている。

3-2. 間接オークション導入に伴う排出係数の考え方②

- 間接オークション導入後エリアを跨ぐ取引においては、JEPXを介して送電・受電を行うため、当該取引の対象となる電気が実際に連系線を利用して送電・受電されているかどうかの確認が困難である（つまり、電源の特定が困難である）ことから、小売電気事業者が調達する電気の排出係数は原則、JEPX係数としてはどうか。
- 但し、送電側（売り手）と受電側（買い手）が電源（又は電源構成）を特定した契約に基づいた取引を行っている場合には、両者がJEPXにおいて、通常取引とは別のユーザーIDを取得し、当該契約に係る取引に相当する送電量・受電量が確認されることを条件に、例外的に、契約等に基づき電源（又は電源構成）が特定できるものとみなして、送電元の排出係数を利用することが可能としてはどうか。
※なお、今後、間接オークションに係る制度設計が変更された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。



- 売Aと買aが特定契約を結んでいる場合、間接オークションの結果、売Aと買aとの間で約定されているか（送電・受電が行われているか）確認する必要があるが、他方で、実際に約定が行われているかどうか確認することは困難。
- このため、送電元の排出係数の利用は認めず、買aの排出係数はJEPX係数とする。

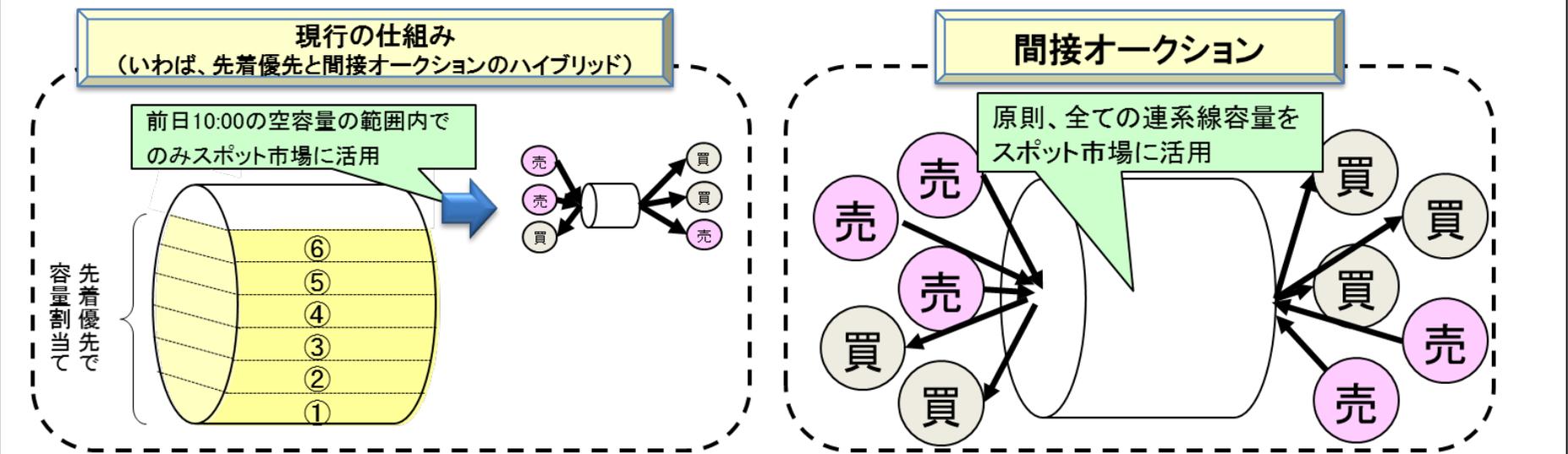


- 売Dと買D間で相対取引を行うため、特定契約用の別ユーザーID(左図のD₁やd₁)を設けた場合、買d₁は売D₁との契約に基づいて約定が行われていることが確認できることから、JEPX係数ではなく、送電元の排出係数を用いることとしてはどうか。
※ユーザーIDは特定契約の本数に応じて複数設定されていることを推奨する。

(参考) エリアを跨ぐ相対取引における排出係数の考え方

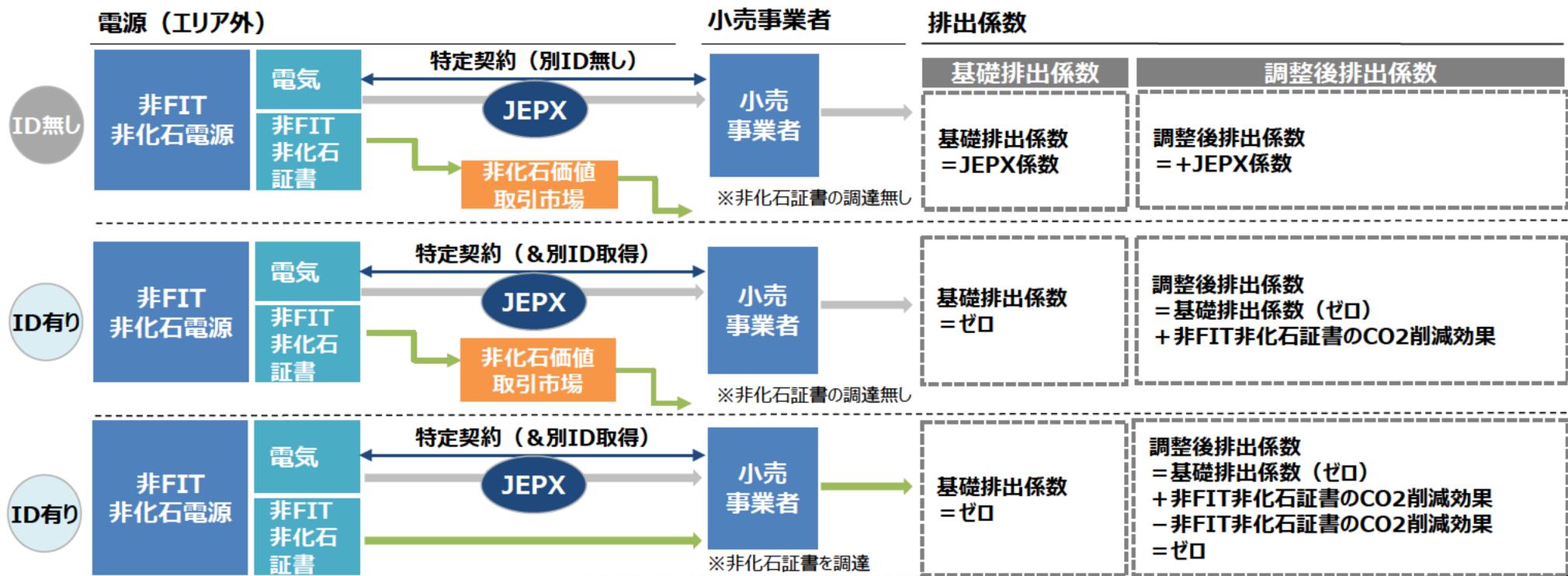
3-1. 間接オークション導入に伴う排出係数の考え方①

- 現行の排出係数算定の仕組みにおいては、契約等に基づき電源が特定できる場合は、発電元の排出係数が利用できることとなっている。
- 現行の地域間連系線利用ルール（「先着優先ルール」）の下では、エリアを跨いで電気の取引を行う場合、契約等に基づき電源を特定できる場合に限り、小売事業者の排出係数算定においても、送電元（売り手）の排出係数を利用することが認められているところ。
- 他方で、現行の排出係数算定の仕組みにおいて、小売電気事業者が日本卸電力取引所（JEPX）から調達した場合、電源の特定はできないことから、当該電気の排出係数は、「JEPXの排出係数」を用いることとされている。
- 間接オークション導入後（2018年10月開始予定）は、エリアを跨ぐ相対取引を行っている場合は、電気の売り手から供給される電気は全てJEPXへ投入されることになることから、整理が必要。



論点③-1 エリアを跨いで非FIT非化石電源を調達した場合の排出係数の考え方について

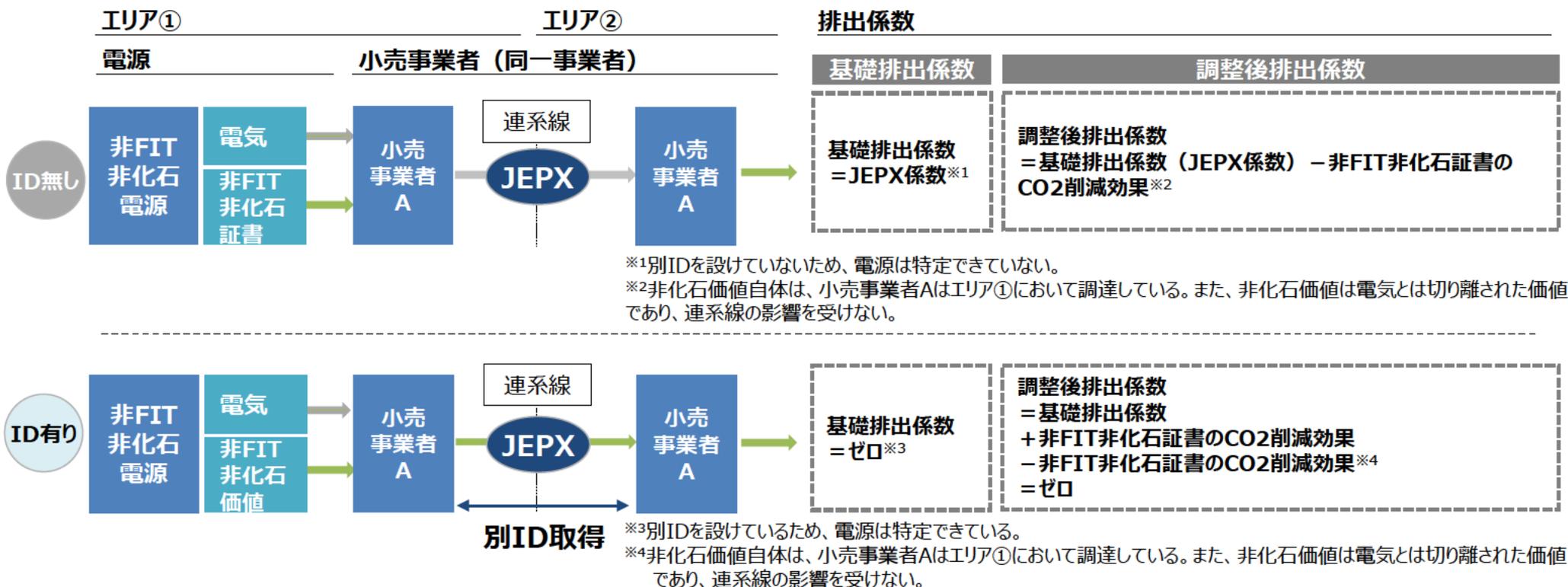
- 非FIT非化石証書によって環境価値が分離された「**非FIT非化石電源に由来する電気**」を地域間連系線を利用して**エリアを跨いで相対取引によって調達しており**、且つ、P.17に掲げるように、「送電側（売り手）と受電側（買い手）の両者がJEPXにおいて、通常取引とは別のユーザーIDを取得し、当該契約に係る取引に相当する送電量・受電量が確認される」場合は、**契約等に基づき電源（又は電源構成）が特定できるものとみなして、送電元の排出係数を利用することが妥当**ではないか。この場合の具体的な送電元の排出係数については、前頁論点②での整理を踏まえ、現時点においては**当該電気の基礎排出係数を0とし、調整後排出係数は非FIT非化石証書のCO2削減効果※を加算すること**としてはどうか。
- また、**小売電気事業者が、特定契約の締結先の発電事業者から非化石証書を相対で調達している場合や、別途非化石証書を市場から調達している場合**については、**調整後排出係数はゼロ**となる。



論点③-2 同一事業者がエリアを跨いで非化石電気を受け渡した場合の取り扱いについて

- 小売電気事業者が相対取引で非化石電源を調達し、非化石電源の所在地（調達エリア）とは異なるエリアで販売した場合、同一事業者間の受け渡しのため、取引に係る特定契約は存在しないものの、連系線を介することから間接オークションの対象となる。

このため、論点③-1の整理に基づき、**小売電気事業者が通常の取引とは別のユーザーIDを取得し、当該取引に相当する送電量・受電量が確認される場合には、電源が特定できるものとしてみなし、送電元の基礎排出係数を利用することが可能**としてはどうか。



論点④-1 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の考え方について

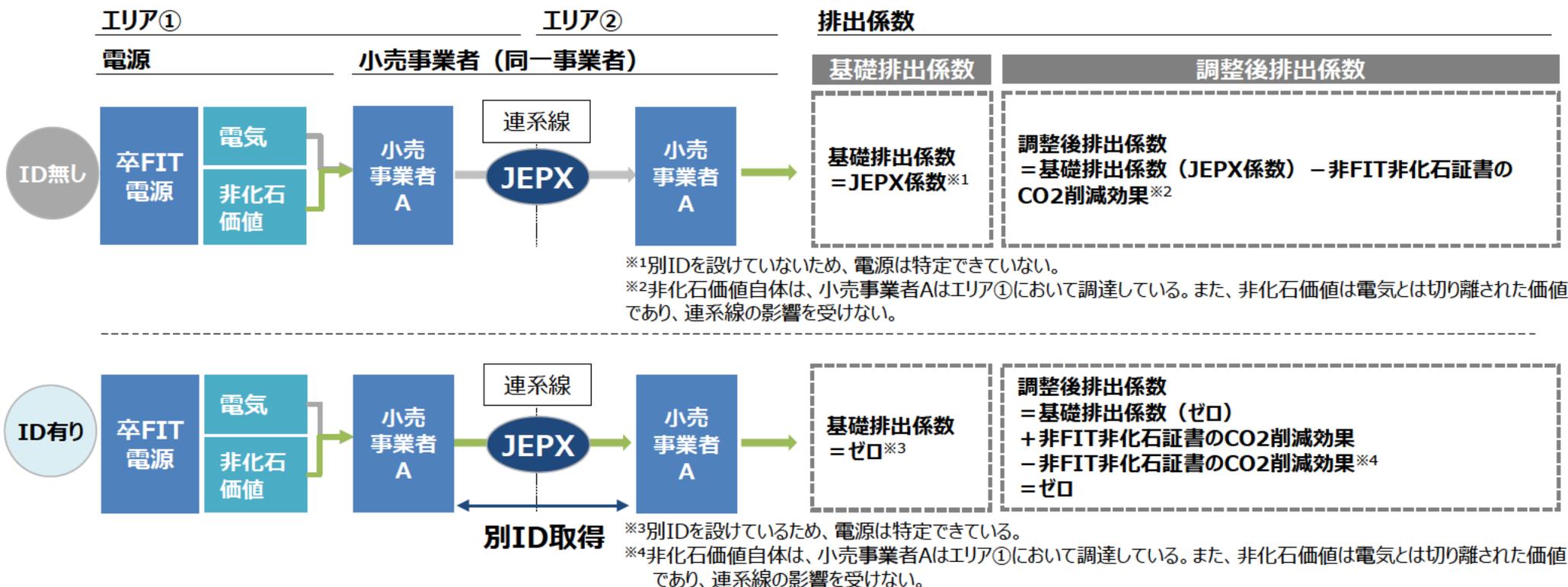
- 第26回制度検討作業部会において、小売電気事業者が卒FIT電気を調達する場合、小売事業者は電気と非化石価値をセットで調達し需要家に販売することとされた。また、その際、当該電気を調達した小売事業者が証書化する（非FIT非化石証書を保有する）ことと整理された。
- また、卒FIT電気は非FIT非化石電源に由来する電気的一种であることから、卒FIT電気を調達した場合においても、論点②における考え方と整合をとる必要がある。
- このため、小売電気事業者が卒FIT電気を調達した場合、非FIT非化石電源を調達した場合と同様に現時点においては当該電気の基礎排出係数を0とし、調整後排出係数は非化石証書のCO2削減効果を加算とすることが妥当ではないか。なお、小売事業者は卒FIT電気を調達すると共に当該電気の電力量に相当する非化石証書を保有しており、この非化石証書を使用して当該電気を需要家に販売することで、調整後排出係数を0とすることができる。



※小売事業者が証書化する

論点④-2 同一事業者がエリアを跨いで卒FIT電気を受け渡した場合の取り扱いについて

- 小売電気事業者が相対取引で卒FIT電気を調達し、卒FIT電源の所在地（調達エリア）とは異なるエリアで販売した場合、同一事業者間の受け渡しのため、取引に係る特定契約は存在しないものの、連系線を介することから間接オークションの対象となる。
 この場合、論点③-2の整理に基づき、**小売電気事業者が通常の取引とは別のユーザーIDを取得し、当該取引に相当する送電量・受電量が確認される場合には、電源が特定できるものとしてみなし、送電元の基礎排出係数を利用することが可能**としてはどうか。



1. 18年度の排出係数算定に係る論点（今年度通達改正点）

- 1) 代替値の計算方法の変更について
- 2) 異常値への対応（調整後排出係数）

2. 19年度以降の排出係数算定に係る論点（翌年度通達改正点）

- 1) 非FIT非化石証書の取引開始に伴うCO₂排出係数の整理について
 - ①非FIT非化石証書のCO₂排出原単位について

3. その他

通達の改正時期等について

- 今回ご審議いただいた内容については、パブリックコメントを実施後、適切な時期に通達を改正することとしたい。
- なお、次回以降の排出係数検討会にて継続協議となった「非FIT非化石証書とCO2排出係数の整理について」や、その他の電力システム改革に伴う排出係数の整理については、制度設計に係る審議会の議論の動向等を注視しつつ必要に応じて本検討会にて検討することとしてはどうか。

